

伊豆の国市告示第68号

伊豆の国市屋外広告物条例（平成28年伊豆の国市条例第42号。以下「条例」という。）第7条の規定による、広告整備地区を次のとおり指定したので、条例第29条の規定により告示する。

平成29年4月1日

伊豆の国市長 小野登志子

1 広告整備地区の名称

韮山反射炉周辺広告整備地区

2 韮山反射炉周辺広告整備地区の区域

(1) 韮山反射炉周辺ゾーン

県道韮山反射炉線のうち、韮山反射炉から県道函南停車場反射炉線との交差点までの区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域

(2) 韮山反射炉アクセスゾーン

ア 県道韮山反射炉線のうち、県道函南停車場反射炉線との交差点から一般国道136号との交差点までの区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（韮山反射炉周辺ゾーンに含まれる地域を除く。）

イ 県道函南停車場反射炉線のうち、伊豆の国市道韮2-11号線との交差点から県道韮山反射炉線との交差点までの区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（韮山反射炉周辺ゾーンに含まれる地域を除く。）

3 韮山反射炉周辺広告整備地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基本方針

韮山反射炉周辺地域において、世界文化遺産にふさわしい良好な景観を形成するため、屋外広告物の規制強化を図ることとする。

4 韮山反射炉周辺広告整備地区における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

別紙のとおり

別紙

蕪山反射炉周辺広告整備地区整備基準（条例第7条第2項関係）

1 適用除外の基準

広告整備地区に適用される条例第6条第2項第1号の基準

| 広告物等の種類 | 蕪山反射炉周辺ゾーン | 蕪山反射炉アクセスゾーン |
|---------|--|--------------|
| 自家広告物等 | 一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が4平方メートル以内であること。 | |

2 許可の基準

広告整備地区に適用される条例第11条の基準

(1) 共通の許可の基準

- ア 自家広告物等、案内図板等、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号の標識以外の設置は認めない。
- イ 外観は、周辺の景観と調和したものであること。
- ウ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- エ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- オ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- カ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- キ 照明の使用は、必要最小限とすること。
- ク 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- ケ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- コ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

(2) 自家広告物等の許可の基準

ア 共通基準

- (7) 広告物の地の色彩は、色相（日本工業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。）0 YR～5 Yを使用する場合は彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）6.0以下、その他の色相を使用する場合は彩度2.0以下とすること。ただし、表示面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りでない。

イ 個別基準

| 広告物等の種類 | | 葦山反射炉周辺ゾーン | 葦山反射炉アクセスゾーン |
|-----------------------|------------|---|--|
| 1 広告塔、広告板その他これらに類するもの | (1) 共通基準 | <p>ア 1敷地内に表示又は設置する総数は、3点以内であること。</p> <p>イ 1敷地内における、野立ての広告物、建築物を利用する広告物及び工作物等を利用する広告物の表示面積の総計は、10平方メートル以内であること。</p> | <p>ア 1敷地内に表示又は設置する総数は、4点以内であること。</p> <p>イ 1敷地内における、野立ての広告物、建築物を利用する広告物及び工作物等を利用する広告物の表示面積の総計は、30平方メートル以内であること。</p> |
| | (2) 野立てのもの | <p>ア 高さは、地上5メートル以下であること。</p> <p>イ 表示面積の合計は、4平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面4平方メートル以内とする。</p> <p>ウ 設置位置は、県道の接道部から3メートル以上後退すること。</p> | <p>ア 高さは、地上5メートル以下であること。</p> <p>イ 表示面積の合計は、10平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面10平方メートル以内とする。</p> |

| | | | |
|----------------|--------------|---------------------------------------|---|
| (3) 建築物を利用するもの | ア 屋上に設置するもの | <p>広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> | |
| | イ 壁面から突き出すもの | <p>広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> | <p>(7) 表示面積は、1面につき10平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5m以下であること。</p> <p>(4) 複数設置する場合は、建物の一面に外壁からの出幅を揃えて設置すること。</p> <p>(7) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(5) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> |
| | ウ 壁面を利用するもの | <p>(7) 表示面積は、1面につき4平方メートル以内であること。</p> | <p>(7) 表示面積は、1面につき10平方メートル以内であること。</p> |

| | | | |
|-----------------------------|---|---|---|
| | | (イ) 壁面の端から突き出ないものであること。 (ロ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。 | (イ) 壁面の端から突き出ないものであること。 (ロ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。 |
| (4) 工 作物 等を利用 するもの | ア 塀を利用するもの | (7) 表示面積は、1面につき4平方メートル以内であること。 (イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 | (7) 表示面積は、1面につき10平方メートル以内であること。 (イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 |
| | イ アークードに添加するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| | ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの | (7) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。 | |

| | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| | | <p>エ 消火栓 標識柱を 利用する もの</p> | <p>(7) つり下げるもの</p> <p>a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> |
| <p>2 はり 紙、はり 札、立看 板その他 これらに 類するもの</p> | <p>(1) 壁面及び 塀を利用 するもの</p> | <p>ア 1敷地内に表示 又は設置する総 数は、5点以内 であること。</p> <p>イ 1敷地内にお ける表示面積の 総計は、1.5平 方メートル以内 であること。</p> <p>ウ 表示面積は、 1面につき1.5 平方メートル以 内であること。</p> <p>エ 建物正面又は 道路に面してい る壁面以外の面 に表示又は設置 しないこと。</p> <p>オ 複数を表示又 は設置する場合 は、一箇所にま とめて</p> | <p>ア 1敷地内に表示 又は設置する総 数は、7点以内 であること。</p> <p>イ 1敷地内にお ける表示面積の 総計は、2平方 メートル以内で あること。</p> <p>ウ 表示面積は、 1面につき1.5 平方メートル以 内であること。</p> <p>エ 建物正面又は 道路に面してい る壁面以外の面 に表示又は設置 しないこと。</p> <p>オ 複数を表示又 は設置する場合 は、一箇所にま とめて</p> |

| | | | |
|--------------------|--------------|--|--|
| | | <p>表示又は設置すること。</p> <p>カ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>キ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> | <p>表示又は設置すること。</p> <p>カ 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>キ 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> |
| 3 その他 の広 告物等 | (1) アドバルーン | <p>広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> | |
| | (2) 広告幕及び広告網 | <p>ア 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>イ 壁面又は塀を利用するもの (7) 表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。 (i) 壁面を利用す</p> | <p>ア 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>イ 壁面又は塀を利用するもの (7) 表示面積は、1面につき5平方メートル以内であること。 (i) 壁面を利用す</p> |

| | | | |
|---------|--|--|---|
| | | <p>る場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> | <p>る場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> |
| (3) のぼり | | <p>ア 1敷地内に表示又は設置する総数は、8点以内であること。</p> <p>イ 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>ウ 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合には、相互の間隔は5メートル以上であること。</p> <p>エ 表示又は設置する期間は、年間100日以内であること。</p> | |

(3) 案内図板等の許可の基準

ア 共通基準

- (7) 事業所、営業所、作業場等（以下「事業所等」という。）が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。
- (8) 事業所等へ通ずる主要な道路における交差点に表示し、又は設置するものであること。ただし、葦山反射炉アクセスゾーンにおいては、この限り

でない。

- (f) 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のりが、10キロメートル以内のものであること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (g) 案内図板等の設置場所の路線を含め、案内又は誘導する事業所等までに通過する道路が3路線以内であること。ただし、葦山反射炉アクセスゾーンにおいては、この限りでない。
- (h) 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）は、案内し、又は誘導する事業所等の名称、矢印、距離等必要最小限の表示とし、サービス内容、商品名、住所、電話番号等又は案内し、若しくは誘導するための地図の表示のないものであること。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- (i) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- (j) 写真、絵（商標を除く。）の表示のないものであること。
- (k) 案内広告の地（文字、矢印以外の部分をいう。以下同じ。）の色彩が、明度3以上、かつ、彩度8以下のものであること。ただし、葦山反射炉周辺ゾーンにおいては、この限りでない。
- (l) 案内広告の地の色彩は、色相0 YR～5 Yを使用する場合は彩度6.0以下、その他の色相を使用する場合は彩度2.0以下とすること。ただし、表示面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りでない。また、葦山反射炉周辺ゾーンにおいては、個別基準に定める規定を適用する。
- (m) 建築物の屋上に設置するものでないものであること。
- (n) 建築物の壁面を利用するものでないものであること。
- (o) 塀を利用するものでないものであること。

イ 個別基準

| | | |
|---------|------------|--------------|
| 広告物等の種類 | 葦山反射炉周辺ゾーン | 葦山反射炉アクセスゾーン |
|---------|------------|--------------|

| | | | |
|--|-------------------|---|---|
| <p>1 広告 塔、広 告板そ の他こ れらに 類する もの</p> | <p>(1) 野立てのもの</p> | <p>ア 単独の案内図板等は設置してはならない。</p> <p>イ 複数の者が協同で案内図板等を設置する場合は、それぞれ高さ、大きさ、色彩、素材、デザインの共通化を図ること。</p> <p>ウ 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>エ 高さが、地上4メートル以下であるものであること。</p> <p>オ 案内広告の表示面積が0.8平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広</p> | <p>ア 単独の案内図板等は設置してはならない。</p> <p>イ 複数の者が協同で案内図板等を設置する場合は、それぞれ高さ、大きさ、色彩、素材、デザインの共通化を図ること。</p> <p>ウ 別図のE点、F点、G点及びH点で囲まれた区域に、別の野立ての案内図板等が掲出されていない、又は掲出される予定がないものであること。</p> <p>エ 高さが、地上4メートル以下であるものであること。</p> <p>オ 案内広告の表示面積が1.2平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広</p> |
|--|-------------------|---|---|

告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合には、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。

カ オの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合には、案内広告の表示面積が3平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が0.6平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合には、当該案内

告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合には、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。

カ オの規定にかかわらず、5以上の者が協同で表示する場合には、案内広告の表示面積が5平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が1平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合には、当該案内広

広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が0.6平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。

キ 案内広告に表示された矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示（案内又は誘導に係る事業所等の名称を除く。以下同じ。）の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を表示しないものであること。

広告が表示される面の裏側に案内広告（5以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が1平方メートル以内のものに限る。）を表示することができる。

キ 案内広告に表示された矢印、設置場所から事業所等までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が当該案内広告の表示面積の3分の1以上であり、かつ、当該案内又は誘導を目的とした表示の部分には、それ以外の文字を表示しないものであること。

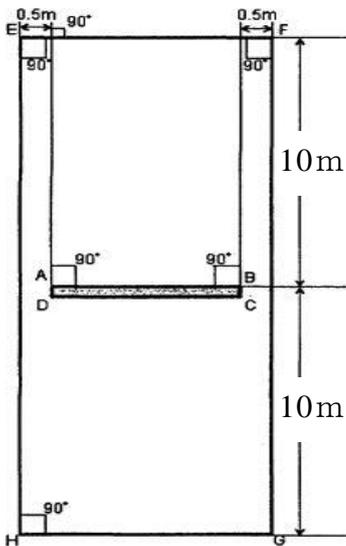
| | | | |
|-----------------|-----------------------------------|--|--|
| | | ク 案内広告の地の色彩は、ダークブラウン（10YR2/1程度）とし、文字等は白色とすること。 | |
| (2) 建築物を利用するもの | ア 屋上に設置するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| | イ 壁面から突き出すもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| | ウ 壁面を利用するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| (3) 工作物等を利用するもの | ア 塀を利用するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| | イ アークードに添加するもの | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 | |
| | ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を | (7) 共通基準 a 色彩は、2色以内とすること。 b 案内広告の地の色彩は、電柱等と同系色とし、文字等は白 | (7) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別の |

| | | | |
|--|------------------------|---|--|
| | <p>利用するもの</p> | <p>色とすること。</p> <p>(イ) 突き出すもの</p> <p>a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(ロ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p> | <p>ある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの</p> <p>1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p> |
| | <p>エ 消火栓標識柱を利用するもの</p> | <p>(7) つり下げるもの</p> <p>a 色彩は、2色以内とすること。</p> <p>b 案内広告の地</p> | <p>(7) つり下げるもの</p> <p>a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であ</p> |

| | | | |
|---------------------------------|-------------------------|---|--|
| | | <p>の色彩は、黒色及び高彩度色を使用しないこと。</p> <p>c 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>d 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>e 個数は、1本につき1個であること。</p> | <p>ること。</p> <p>b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>c 個数は、1本につき1個であること。</p> |
| <p>2 はり紙、はり札、立看板その他これらに類すもの</p> | <p>(1) 壁面及び塀を利用するもの</p> | <p>広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> | |

| | | |
|--------------------|--------------|---------------------------|
| 3 その他 の広 告物等 | (1) アドバルーン | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 |
| | (2) 広告幕及び広告網 | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 |
| | (3) のぼり | 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 |

別図（真上から見た図）



備考

A点、B点、C点及びD点で囲まれたものは、案内図板等とする。

(4) 道路法施行令第7条第1号の標識の許可の基準

ア 野立てのものであること。

イ 道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。